

D2C Performance Ads 利用規約

利用者は、株式会社 D2C（以下、「D2C」という）が運営するクリック課金型リスティング広告配信サービス「D2C Performance Ads」を利用し、D2C が取り扱う広告表示スペースへ広告を掲載するに際し、以下の通り D2C Performance Ads 利用規約（以下、「本規約」という）に同意し、各条項を遵守するものとする。

第1条（本規約の目的）

本規約は、広告会社または広告主が本システムを利用し D2C Performance Ads に広告を掲載する際の基本的合意事項と諸条件とを明らかにし、D2C と広告会社および広告主との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とする。

第2条（本規約の運用）

1. 本規約は、利用者が本サービスを利用するに際し、利用者と D2C との間の一切の關係に適用されるものとする。
2. 利用者は、本サービスの利用に際し、本規約に同意することが必要であり、本サービスの利用を開始した場合、本規約に同意しているものとみなす。
3. 本規約は、本サービスの利用に際して発行される各種 ID が、全て削除された場合に終了するものとする。
4. 本規約の各条の見出しは便宜上のものであり、本規約の解釈に影響を及ぼさないものとする。
5. 本規約と本サービスの利用に関連して個別に締結する契約の内容が異なる場合は、個別の契約の規定が本規約に優先して適用されるものとする。
6. D2C は、本規約を随時変更することができるものとする。変更後の本規約は、利用者の管理画面への掲載、もしくは電子メールによる送信、その他 D2C が適当と認める方法により利用者に通知し、通知後は、変更後の本規約により本サービスの利用を提供するものとする。なお、本規約の変更後、利用者が本サービスを利用した場合、利用者は変更後の本規約の内容について承諾したものとみなす。

第3条（定義）

本サービスにおいて使用される用語の意味は、以下の通りとする。

- ① 「本サービス」とは、D2C が運営、提供するクリック課金型リスティング広告配信サービス「D2C Performance Ads」のことをいう。
- ② 「本システム」とは、D2C が本サービスの利用者に対して提供する、広告掲載の申込および条件設定、管理、確認を行う、D2C が用意する広告掲載、管理用インターフェース、プログラム（効果測定用タグ、ウェブビーコンなどを含むが、これに限らない）のことをいう。
- ③ 「利用者」とは、本規約に同意し、本サービスを利用する広告会社または広告主をいう。
- ④ 「契約会社」とは、利用者のうち、D2C より ID を発行され、本システムを利用して D2C と直接的に広告取引を行う広告会社または広告主をいう。
- ⑤ 「取引会社」とは、利用者のうち、契約会社など他の利用者より ID を発行され、本システムを利用する広告会社または広告主を言う。
- ⑥ 「広告掲載箇所」とは、D2C 自らまたは第三者によって運営される、ウェブサイト、アプリケーションおよびこれらに類似したサービス上に設けられた広告表示のスペースをいう。
- ⑦ 「ユーザー」とは、携帯電話などの端末機器を使用し、インターネット、その他の通信手段を通じて広告掲載箇所が設けられたウェブサイト、アプリケーション等のサービスを利用する者をいう。
- ⑧ 「クリック数」とは、ユーザーが広告をクリックした回数をいい、D2C が指定するサーバによって算出されるものとする。
- ⑨ 「クリック単価」とは、1 クリックあたりの単価をいう。
- ⑩ 「入札方式」とは、D2C の定める各広告主の広告の掲載位置およびクリックが発生した際の課金額を決定する方式をいう。
- ⑪ 「ID」とは、個別の広告に関する広告掲載の申込等を管理画面上で行う為に必要な符号であり、本項 12 号から 15 号に記載の符号の他、広告案件ごとに D2C または利用者より発行される符号の総称をいう。
- ⑫ 「業務責任者 ID」とは、業務責任者を識別するための符号をいう。
- ⑬ 「業務担当者 ID」とは、業務担当者を識別するための符号をいう。
- ⑭ 「閲覧者 ID」とは、閲覧者を識別するための符号をいう。
- ⑮ 「取引会社 ID」とは、利用者から取引会社に対して発行される、業務責任者 ID、業務担当者 ID、閲覧者 ID の総称をいう。

第4条（本サービスの利用条件）

1. 利用者は、D2C が用意する管理画面を用いて、入札方式に従い、自己の判断と責任において本サービスを利用することを確認する。
2. 利用者は、個別の広告（以下、「本件広告」という）および本件広告からのリンク先、本件広告に関連して利用者が入札するキーワード（以下、「キーワード」という）に関し、一切の責任を負担するものとし、次に定める事項を保証するものとする。
 - ① 本件広告の内容（見出し、説明文およびデザイン、キーワード等を含み、以下同様とする）およびリンク先の内容が第三者（第7条に定める「提携先」を含み、以下同様とする）の著作権、商標権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権、その他一切の権利を侵害していないこと、および第三者の権利のすべてにつき権利処理が完了していること
 - ② 本件広告の内容およびリンク先の内容が薬事法、不当景品類および不当表示防止法、その他一切の関連法令に抵触していないこと

- ③ 本件広告の内容やリンク先の内容が利用者によって適切に管理されており、D2C が広告掲載を行うにあたり支障が生じないこと
 - ④ 本件広告の内容およびリンク先の内容が正確かつ最新の記載であり、かつユーザーに混乱を生じさせたり、コンピュータウイルスや虚偽の内容を含んだり、相互に無関係な内容となっていたりしないこと
 - ⑤ 本件広告のキーワードが、当該本件広告またはリンク先の内容、目的、テーマと明確かつ直接的な関連性があること、その他 D2C の定めるキーワードに関するガイドライン、運用方針に抵触していないこと。なお、キーワード、広告、リンク先の内容の関連性の有無は D2C の判断によるものとする。
 - ⑥ 本件広告のリンク先がデッドリンクになっていないこと
 - ⑦ 本件広告の内容およびリンク先の内容が公序良俗に反し、または D2C や第三者を誹謗中傷する内容、名誉を毀損する内容を含まないこと
 - ⑧ 前各号のほか、本件広告の内容、形式またはリンク先の内容が D2C の定める「D2C Performance Ads 掲載ガイドライン」、広告審査基準またはこれらに付帯する規則、ガイドライン等（総称して以下、「掲載ガイドライン等」という）に抵触していないこと
 - ・ D2C Performance Ads 掲載ガイドライン： <http://Performance-ads.D2C.ne.jp/support/editorial>
3. 利用者は、広告掲載箇所の一部または全部のスペースに第三者が運営する広告商品が掲載される可能性があることを了承するものとする。
 4. 第三者から D2C に対し、本件広告またはリンク先の内容に起因して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者は、自社の責任および負担において解決するものとする。ただし、当該損害が D2C の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
 5. 利用者は、本サービスからの遷移先たる広告主のサイトにおいて、一般利用者の個人情報（「個人情報」とは、広告枠に掲載された広告を通じて利用者が直接・間接を問わず取得した、第三者（個人および法人）の名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、性別・年齢・生年月日・職業・クレジットカード番号・各種会員番号・各種 ID をはじめとする、第三者の属性に関する一切の情報をいう）を収集する場合、これに対する不正アクセス、盗聴、データの改ざん等を防止するために必要な技術的措置（SSL 通信・サーバの要塞化等）を講じるものとする。
 6. 利用者は、本サービスに関連してユーザーまたはその他関連する第三者が何らかの問い合わせまたは苦情等があった場合は、掲載終了後であっても、その対応を行うものとする。なお、利用者は当該対応について D2C に対し、何ら損害を与えないことを保証し、万一 D2C が損害を被った場合には、当該損害について賠償するものとする。

第5条（掲載停止）

D2C は、広告掲載契約が成立した後または広告の掲載が開始された後においても広告内容やリンク先の内容が不適切であると D2C もしくは D2C に広告の掲載場所を提供する提携先（以下、「提携先」という）が判断した場合、利用者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく当該本件広告の掲載を直ちに停止、中断、終了させることができるものとする。

第6条（サービスの停止）

本サービスの提供にあたって、D2C が中断または中止もしくはサービス内容を変更する必要があると判断した場合、D2C は利用者への通知を要することなく本サービス提供を中断または中止もしくは変更することがあるものとし、D2C がかかる事由に対し何等責任を負わないことを承諾する。なお、この場合においても、契約会社は当該月にクリックされた回数に応じた課金額を滞りなく支払うものとする。

第7条（D2C の責任の制限）

1. D2C は、次に定める事項について、何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。
 - ① 本件広告やリンク先に関して、提携先、D2C のウェブサイト、アプリケーションのユーザー、リンク先のユーザーまたは D2C の代理店などを含む一切の第三者が行う一切の行為（その方法や意図、その他事由の如何を問わず本件広告やリンク先への不正なクリック、閲覧、アクセスなどを含む）
 - ② 本件広告およびリンク先（これらの内容および表示する端末機器やブラウザへの対応などの技術的側面、ならびに D2C の指示によるか否かを問わず、各種プログラムの導入、効果測定タグの貼付など、変更、加工、調整された場合を含む）
 - ③ D2C から利用者への一切の提供物、貸与物（D2C から利用者へ提供された指示、アドバイス、提案、予測、その他の一切の情報を含む）およびこれらを利用した結果
 - ④ 本件広告が掲載される D2C および提携先のウェブサイトまたはアプリケーションに関し、その内容（正確性や違法性、本件広告との関連性などを含む）、掲載場所、品質、その他一切の事項（D2C または提携先のウェブサイトやアプリケーションによっては、利用者が入稿した本件広告の内容の一部が表示されない場合がある）
 - ⑤ 本件広告が D2C または提携先のウェブサイトやアプリケーションに掲載されること、および特定のウェブサイトやアプリケーション、特定の掲載場所、特定の順位にて掲載されること（D2C または提携先による広告配信テストによって、本件広告の掲載に影響を与えた場合を含む）
 - ⑥ 本件広告に関して D2C から提供される広告の表示回数・クリック数・クリック単価などの全ての数値、本件広告の効果、広告のマッチング機能（行動ターゲティングや地域ターゲティングなどを含む）の精度および予算管理機能の精度
2. D2C は本件広告の掲載にあたって連続した期間で広告が掲載されることを保証するものではないものとする。
3. 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず D2C が利用者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償の範囲は、直接的かつ通常の損害に限定されるものとし、逸失利益や営業機会の損失などを含む、特別の事情による損害については、D2C は、事前にその損害が発生するおそれがある旨通知されていたか否かに

かかわらず、その責を負わないものとする。なお、D2C による賠償額の総額は、その請求時より過去 6 ヶ月間に、該当する本件広告にかかる広告掲載契約に基づき利用者が実際に支払った広告料金を上限とする。

4. 本件広告の広告料金の予算管理機能については、実際に発生する広告料金が予算金額を超過する場合があります、当該超過金額についても支払義務を有すること、および D2C が予算管理に対し何ら責任を負わないことを、利用者は予め承諾するものとする。なお、ユーザーによる検索数や閲覧数およびクリック数は予測が困難であり、管理画面に表示される予算消化予定日と実際の予算消化日には差異が生じる可能性があること、およびクリック単価を高額に設定しているような場合、本件広告の掲載の一時的な増加によって、設定された予算金額を超過する可能性が高くなることを、利用者は予め承諾するものとする。
5. 利用者は、D2C が本件広告の掲載順位の決定方法として、D2C 独自のアルゴリズムによって掲載順位を決定する方式を採用しており、入札されたクリック単価の上限のみによって掲載順位が決定されるとは限らないことを予め承諾し、D2C に掲載順位や決定方法等について何ら異議を申し立てず、また何ら責任を問えないものとする。なお、D2C は、当該掲載順位決定方式の内容について一切開示せず、利用者からの問い合わせに対して回答する義務を負わないものとする。
6. 利用者は、本件広告の掲載条件の設定（掲載の開始および停止の設定を含む）、変更、追加について、D2C の広告掲載システムに直ちに反映されるものではないこと、および当該反映までは従前の掲載条件がなお有効であることを予め承諾するものとする。
7. 利用者は、発行された各種 ID について、長期間継続して本件広告に関する広告料金の請求が発生しない場合、当該 ID を削除される場合があることを予め承諾するものとする。その他 D2C の判断により、広告掲載の実績有無に関わらず、当該 ID を削除することのできるものとする。
8. D2C は、利用者への事前の通知または承諾を要することなく、広告掲載箇所について追加または削除するなどの変更、および既に広告掲載のある広告掲載箇所においても掲出位置、意匠または掲出方法等の変更を行うことができる。D2C は、これら変更によって生じたクリックについても利用者の承諾を得ることなく課金および請求する権利を有するものとする。
9. 前項の各事由が生じた場合といえども、適切に配信された広告掲載については、D2C にその費用を請求する権利がそのまま留保されるものとする。

第 8 条（クリック数および時刻の根拠）

本サービスにおいて、D2C が指定するサーバが算出したクリック数と時刻が利用者または第三者が指定するサーバが算出した数値と相違が生じた場合には、D2C が指定するサーバが算出した数値が正当であるものとし、利用者はそれを予め承諾するものとする。

第 9 条（データの収集）

1. D2C が本件広告の掲載に伴い収集した全てのデータ、情報（配信情報、ログ情報、クッキー情報等を含み、以下「本件データ」という）に関する一切の権利は、D2C に帰属するものとし、D2C は、自らの裁量により、利用者に対して、本件データの集計結果を提供するものとする。利用者は、本件データの集計結果を自己の広告効果を分析する目的の範囲で使用することができるものとする。なお、利用者は、当該集計結果を D2C の秘密情報として適切に取り扱うものとする。
2. 利用者は、ユーザーの利用状況を測定するために、自らのリンク先などに、D2C または D2C が指定する第三者より提供されたウェブビーコンなどのコードを埋め込む場合、利用者の費用と責任において、当該リンク先を訪れるユーザーに対し、以下の事項を表明するものとする（利用者のプライバシーポリシーへの記載を含む）。
 - ① 利用者のリンク先に D2C または D2C が指定する第三者のウェブビーコンが設置されること
 - ② D2C は利用者個人情報を提供しないこと（統計資料にて提供されること）

第 10 条（本システムの利用）

1. 本システムの利用にあたって必要な機器、通信手段等は利用者の責任において用意する。利用者はそれらが本システムの各種機器・機能を妨害、破壊、制限する恐れがないよう適切に管理することとする。
2. 本システムの利用に必要な各種 ID、その他本システムを利用するための一切の情報の管理は、利用者の責任において行なうものとし、万が一、ID 等を紛失、漏洩した場合には直ちに D2C に報告するものとする。ID 等を紛失、漏洩したことにより生じた損害については、全て利用者の負担とする。
3. 本システムの利用は、利用者自らの責任において行うものとする。利用によって生じた一切の損害および逸失利益について、D2C は一切の賠償責任を負わない。
4. 利用者は本システムの利用にあたり、本システムの各種機器・機能を妨害、破壊、制限するような行為を行ってはならない。利用に起因し D2C に損害が発生した場合、利用者は当該損害のすべてを賠償することとする。
5. D2C は、利用者の ID が登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該利用者を真正な利用者とみなし、それが盗用、不正使用その他の事情が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

第 11 条（契約会社の利用）

1. 契約会社は、自己の従業員のうち、本サービスの利用責任者として業務責任者を選任する。業務責任者は、本システムの利用に際し、次の各号に定める権限を有するものとする。
 - ① D2C Performance Ads への入稿・入札
 - ② レポートおよび請求の閲覧
 - ③ 契約会社情報の登録または変更
 - ④ 業務担当者の選任および業務担当者 ID の発行
 - ⑤ 閲覧者の選任および閲覧者 ID の発行
 - ⑥ 取引会社に対する業務責任者 ID、業務担当者 ID および閲覧者 ID の発行

2. 契約会社の従業員のうち、本システムを利用して業務を遂行する者を業務担当者とする。業務担当者は、本システムの利用に際し、次の各号に定める権限を有するものとする。
 - ① D2C Performance Ads への入稿・入札
 - ② レポートおよび請求の閲覧
3. 契約会社の従業員のうち、本システムを利用するにあたり、契約会社の管理画面を閲覧する必要がある者を閲覧者とする。閲覧者は、閲覧者 ID で許諾された範囲に限り、本システムにおける契約会社の管理画面内を閲覧できるものとする。
4. 契約会社は、業務責任者・業務担当者・閲覧者に対して、各個人に個別に付与される ID を使用させるとともに、各種 ID の発行等、その他前三項に定める権限の行使について、必要最小限の範囲にとどめさせることを保証する。

第12条 (利用登録等)

1. 契約会社は、本システムの利用に先立って本システムの利用登録を行うものとする。利用登録については、D2C 指定の手順に則り、登録するものとする。D2C は利用登録の申請を受け、契約会社に業務責任者 ID を発行する。
2. 業務責任者は、新たに ID を発行する場合、本システムを用いて ID 発行に必要な情報（個人情報を含む）の登録を行うものとする。本システムは当該登録の申請を受け、自動的に新規 ID を発行する。
3. 契約会社は、登録事項に変更があった場合、D2C が指定する手順に従い、速やかに変更手続を行うものとする。
4. 契約会社は、D2C から、登録事項の確認、証明のための資料の提出を求められた場合には D2C が定める期間内にこれに応じるものとする。

第13条 (取引会社の利用)

1. 広告会社または広告主の個別の広告に関する広告掲載の申込等を行うにあたり、利用者は、当該広告会社または広告主を取引会社として、取引会社 ID を発行することができる。この際、利用者は自己の責任で、当該広告掲載に関連する取引会社に、取引会社 ID を使用させるものとする。
2. 前項の定めに従い、利用者は、当該広告掲載の申込等を行う広告会社または広告主を取引会社として、取引会社 ID を発行するに際し、取引会社に本規約の規定を遵守させることを保証し、D2C が何等かの損害を被った場合、当該利用者は D2C に対して、当該取引会社と連帯して損害賠償責任を負うものとする。

第14条 (利用料金・支払)

1. 契約会社は、本システムを含む本サービスの利用料金およびこの支払方法について、別途 D2C が定める内容に従い、支払いを行うものとする。
2. 取引会社は、別途広告掲載契約を締結する契約会社または他の取引会社との間での定めに従い、本システムを含む本サービスの利用料金を支払うものとする。

第15条 (通知・連絡方法)

D2C からの利用者に対する本サービスに関する通知・連絡その他の通知は、原則として管理画面を通してなされるものとする。但し、契約会社は、必要に応じて D2C から契約会社に対し、契約会社が登録した電子メールアドレス宛または住所、電話番号になされることを了承するものとする。

第16条 (利用者の不承諾等)

D2C は、次の各号の何れか一の事由が認められると判断した場合、事前の通知なしに、利用者に対し本システムの全部または一部の利用停止、ID 等の取り消し、その他 D2C が必要と判断する措置を講じることができるものとし、利用者はこれに対して一切異議を申し立てないものとする。また、利用者はこれにより損害または不利益を被ったとしても、D2C に対して賠償請求その他一切の請求をおこなわないものとする。

- ① 本規約に違反した場合
- ② 利用者への連絡が困難である場合、または D2C からの照会、資料提出等の要請に対して速やかに対処しないとき
- ③ その他、本システムを利用することを D2C が不適切と判断したとき

第17条 (本システムの中断・停止)

1. D2C は、次の各号の何れか一に該当する場合、事前に利用者には通知することなく、本システムの提供を中断・停止できるものとする。
 - ① システムの保守・点検を実施する場合
 - ② 本サービス用設備等に障害が発生した場合
 - ③ 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合
 - ④ 伝送路設備・伝送交換設備・付帯設備を設置し、利用者の用に供する電気通信事業者が、電気通信役務の提供を停止することにより、D2C が本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - ⑤ 停電、通信回線の事故、天災、火災、騒乱等の不可抗力により、本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づく本システムの提供中断の後、本システムが復旧した場合、D2C は、利用者には通知することなく、いつでも本システムの提供を再開することができる。
3. D2C は、前二項の措置に関連して、利用者には損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

第18条 (本サービスの変更および廃止)

1. D2C は、本サービスの内容、本システムの仕様等について、利用者に対する事前の通知なく、変更することができるものとする。
2. D2C は、次の各号の何れか一に該当する場合、本サービスを廃止できるものとし、廃止日をもって本規約および

これに関連する契約の全部または一部を解約できるものとする。

- ① 廃止日の事前に契約会社に通知した場合
- ② 天災地変等、不可抗力により本サービスを提供できない場合

3. 前二項により、利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

第19条 (守秘義務)

利用者は、本規約の有効期間中はもとより期間終了後も、本規約または本件広告の掲載に関して知り得た D2C の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩し、また広告掲載契約の履行以外の目的に保存、使用してはならないものとする。ただし、広告会社は、**自社で取り扱った広告の掲載実績に関するデータ**に関して、効果を報告する目的に限り、**広告の掲載実績に関するデータを広告主に開示することができるものとする。**

第20条 (個人情報の取り扱い)

D2C は、本サービスから知り得た個人情報を、D2C の定めるプライバシーポリシー (<http://www.D2C.co.jp/policy/>) に基づき、適正に管理し使用する。

第21条 (禁止事項等)

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号の何れかに該当する行為を行ってはならないものとする。利用者がこれらの行為をおこなったと D2C が判断した場合、D2C は、当該利用者に対する事前の通知なしに、当該利用者による本サービスの全部または一部の利用停止、各種 ID の取り消し、損害賠償請求、その他 D2C が必要と判断する措置を講じることができるものとする。
 - ① 本規約等に違反する行為
 - ② 真に入札する意思がないにもかかわらず、入札をおこなう行為
 - ③ 他の利用者、第三者または D2C の財産、名誉、信用、プライバシーもしくは著作権、パブリシティ権、商標権その他の権利を侵害する行為、侵害を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
 - ④ 本サービスおよび本システムの利用に関連して知り得た D2C または他の利用者の秘密に属すべき情報を開示、公開する行為
 - ⑤ 本システムの改変、分解、分析、リバースエンジニアリング、その他関連する行為
 - ⑥ 本システムを利用して他の利用者または第三者を他の Web サイトに誘導する行為
 - ⑦ ツール等を使用して、本システムに対して高負荷を与える行為、本システムの正常な動作を妨げる行為またはそれに準ずる行為
 - ⑧ 本システムの不具合等により生じた事象、知り得た情報を第三者に開示・提供する行為
 - ⑨ 本サービスを利用する目的以外で、本システムを利用する行為
 - ⑩ 前各号の他、D2C が不適切と判断した行為
2. 前項の措置を講じたことにより、利用者に損害または不利益が生じたとしても、D2C は責任を負わないものとする。

第22条 (契約の解除)

1. 次の各号の一に該当した場合、D2C は利用者への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載契約の全部または一部につき履行を停止し、または解除することができるものとする。
 - ① 利用者が本規約またはその他 D2C が定める規定に違反した場合
 - ② 利用者が D2C に対し虚偽の申告を行ったとき
 - ③ 前二号の他、利用者が本規約または D2C との他の契約に違反し、D2C の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
 - ④ 利用者が監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - ⑤ 利用者の主要な株主または経営陣の変更がなされ、D2C が本規約を継続することを不適切と判断したとき
 - ⑥ 利用者または利用者の代理人、代表者もしくは従業員等が D2C の提供するサービス、その他事業活動を阻害し、またはそのおそれがあると D2C が判断したとき
 - ⑦ 利用者または利用者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合（報道の有無を問わない）などで、広告掲載を継続することが D2C または利用者の利益または信用を阻害するおそれがあると D2C が判断したとき
 - ⑧ 利用者または利用者の代理人、代表者もしくは従業員等が D2C、D2C の提供するサービス、D2C の関係会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると D2C が判断したとき
 - ⑨ 利用者または利用者の役員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの）であることが判明したとき、あるいは利用者または利用者の役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
 - ⑩ D2C の審査に関係なく、本件広告またはリンク先の内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、または D2C の別途定める掲載ガイドライン等に抵触しているとき、その他、本件広告またはリンク先の内容が不適切と D2C が判断したとき
 - ⑪ その他、広告掲載契約の継続が不適切であると D2C が判断したとき
2. 利用者が前項の各号の一に該当した場合、利用者が D2C に対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における債務に限らない）は、当然に期限の利益を失い、利用者は、直ちに債務全額を D2C に支払うものとする。

第23条 (利用期間)

利用者は、本規約に同意し、業務責任者 ID を取得した時点から本サービスを利用できるものとする。本サービスの利用を終了させたい場合には、当該利用者に業務責任者 ID を発行した者に対して、終了希望日の 1 ヶ月前までにその旨を申し入れるものとする。

第24条 (権利義務の譲渡禁止)

利用者は、別途 D2C が書面により許諾する場合を除き、権利または D2C に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第25条 (法令の遵守)

利用者は、法令を遵守するものとする。利用者は、本件広告の掲載にあたり、公序良俗、その他法令、官公庁の公表するガイドライン、業界団体の自主規制、慣習（以下、「法令等」という）を遵守するものとし、法令等違反が原因で D2C に損害が生じた場合、これを賠償すると共に、D2C に警察等から要請があった場合、捜査に協力するものとする。

第26条 (準拠法および合意管轄裁判所)

本規約の成立、効力、履行および解釈については日本法を準拠法とし、本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

第27条 (本規約の適用)

2010年8月16日 制定

2011年10月19日 改訂

2012年6月1日 改訂

2015年7月10日 改訂

2016年10月25日 改訂